

## 愛玩動物におけるオンライン診療の適切な実施に関する 指針について

大倉尚子<sup>†</sup>（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課  
小動物獣医療班）



### 1 はじめに

近年、デジタル技術を活用した新たなサービスが創出される中で、人の医療においてもオンライン診療の普及が進んでいる。愛玩動物の診療においては、飼育者の利便性向上や適切な獣医療への迅速なアクセス向上の観点からオンライン診療のニーズの高まりが想定される。このような背景から、愛玩動物の飼育者や獣医師等の関係者が安心して利用できる適切なオンライン診療の普及を推進するため、昨年12月27日に、愛玩動物におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針を策定・公表した。本記事では、今回の指針について解説する。

### 2 基本的な考え方

令和6年規制改革実施計画では、「オンライン診療の適切な実施に関する指針（厚生労働省 平成30年3月、令和5年3月一部改訂）」及び「愛玩動物における遠隔診療の適切な実施に関する指針（日本獣医師会 令和4年6月 令和4年9月改訂）」を既存の指針とし、これらを参照して、農林水産省が指針を策定することとされた。令和4年の日本獣医師会による指針は次のうち(2)から(7)までの6項目とその具体的な適用などが示されている。今回農林水産省が指針を策定するにあたり、この6項目の前提としての(1)を加え、次の7項目を示した。

#### (1) ネットワーク環境の確保とリアルタイムの診療

本指針は、オンライン診療がより積極的に活用されるためのものとして策定することを踏まえて、ネットワーク環境を確保することを基本的な考え方にくわえ、本指針の「基本的な考え方」の最初に示した。本指針で対象とするオンライン診療は、いわゆるオンライン会議ツールでの会議と同様で、リアルタイムで映像と音声によりやりとりをするもので、狭義の遠隔診療である。

#### (2) 獣医師—飼育者関係

獣医師と飼育者の関係について、オンライン診療は「かかりつけの獣医師」により行われることが基本であり、対面診療と適切に組合わせて行うものである。適切な獣医療が行われるためには、飼育者と獣医師の信頼関係が不可欠であり、オンライン診療は、日頃から対面で受診している等直接的な関係があり、診療対象の愛玩動物のことをよく把握している獣医師により対面診療を適切に組合わせて行うことが求められる。

#### (3) 獣医師の責任

オンライン診療による獣医師の行為の責任は当該獣医師にあることはいうまでもない。このため、獣医師はオンラインで十分な情報が得られているかどうか、その情報で適切な診断ができるかどうか等について慎重に判断し、適切でないと判断した場合には、速やかに対面による診療に切り替えなければならない。対面診療に切り替える場合は、診療記録を正確かつ、詳細に共有し、当該愛玩動物の診療が迅速かつ、適確に行える体制を整える必要がある。また、診療に際して得た獣医療情報の取扱いについては、十分なセキュリティ対策を講じることが求められる。

#### (4) 獣医療の質の確認

オンライン診療が安全で最善のものとなるよう、自らが行った診療について、治療成績等の安全性や有効性を定期的に評価することが求められる。

#### (5) 正確な情報の提供

飼育者・愛玩動物が受けるメリット及び生ずるおそれのある不利益等のデメリットについて、事前に説明するなどの「インフォームド・コンセント」を徹底する必要がある。飼育者・愛玩動物のことを考え、飼育者と十分に情報を共有し、理解を得る努力が必要であろう。オンライン診療を実施する旨の合意や説明の実施等については、診療簿等に記載したうえで、情報を正確に伝えるた

<sup>†</sup> 連絡責任者：大倉尚子（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 小動物獣医療班）

〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1 ☎03-3502-8111（代） E-mail: hisako\_okura720@maff.go.jp

めに、診療の結果と共に飼育者に伝えることが望ましい。

#### (6) エビデンスに基づいた獣医療

現在のデジタル技術によるオンライン診療においては得られる情報が限られることから、医薬品の適応外（効能外）使用等の安全性が確立されていない獣医療は提供すべきではない。

#### (7) 飼育者の求めに基づく提供の徹底

オンライン診療は飼育者の求めに基づき実施されるべきものである。

### 3 具体的適用

具体的適用として、主にオンライン診療に特有に想定される遵守事項を示している。

初診とは、診療施設において初めて診察を行うことを指している。過去に診ていた動物でも、新たな症状の場合等は初診に含まれ、かかりつけの獣医師がオンライン診療を行うことが原則である。

「かかりつけの獣医師」以外の獣医師が初診からオンライン診療を行うのは、「かかりつけの獣医師」が夜間休日等で対応できないとして飼育者から依頼があった場合である。この場合、診療前相談等により既往歴や予防情報、健康診断結果等の必要な情報を把握し、獣医師がオンライン診療を実施可能と判断し、獣医師と飼いが実施について合意したうえで実施する必要がある。診療前相談で得た情報は診療簿に記載する必要がある。なお、診療前相談等の後でそのままオンライン診療を行うことも可能である。また、「かかりつけの獣医師」は診療前相談等をしなくてもオンライン診療が可能である。

また、オンライン診療の実施後は、診療記録を正確かつ、詳細に共有し、迅速かつ、適確に対面診療につなげられるようにしておくことが、安全性が担保されたオンライン診療が実施できる体制として必要である。

夜間休日でもオンライン診療を行う場合であっても、急病急変への対応は直接の対面診療が基本である。通院している動物の状態によっては、日頃から夜間休日等に急変したらどうするかを飼育者と話し合っておくことができるのも「かかりつけの獣医師」ならではと考える。

医薬品の処方について、オンライン診療では特に安全管理が必要な医薬品（劇薬、毒薬、生物学的製剤、麻薬、向精神薬）を処方してはならない。くわえて、初診（動物病院で初めてかかる場合や新たな症状の場合等）では要指示医薬品、承認された動物用医薬品以外の医薬品を処方してはならない。承認された動物用医薬品であっても、効能外の処方をしてはならない。また、処方の際して、処方日数は1回7日分（「回」ではない）を限度とすることとしている。要指示医薬品は、その使用に当

たって獣医師の専門的な知識と技術を必要とするもの、副作用が強いものや、薬剤耐性を生じやすいものなどがあり、慎重な使用が求められる医薬品である。このため、このような医薬品はその使用が不可欠な症状に限るべきであるし、使用期間中に指導が必要であり、オンライン診療の初診において処方できるものではない。なお、初診をオンライン診療により実施した患者について、2度目以降の診療もオンラインで実施した場合は、初診と同等の取扱いである。オンライン診療のみが続くと得られる情報が限られるため、重症化などのサインを見逃すおそれがあり、飼育者が要望したとしても対面診療の必要性について理解を求める必要があるだろう。

続いて、オンライン診療の提供体制の観点から解説する。獣医療法では、飼育動物の診療を行う施設の管理等について必要な事項を定め、適切な獣医療の確保を図ることを目的として制定されている。オンライン診療も「飼育動物の診療」であり、業務として行う場合は飼育動物診療施設として開設届出が必要である。診療施設に所属する獣医師が、診療施設以外の場所（自宅等）で診療することは可能であるが、その場合も診断や診療に際して診療施設にいる場合と同程度の情報を得よう努めること、飼育者に必要な事項を説明し同意を得ること、対面診療に切り替える場合の体制を整えること等は同様である。

また、獣医療法では、獣医師が診療の業務を行う施設を「診療施設」、往診とは飼育者の求めに応じて愛玩動物が飼育されている場所に獣医師が直接赴いて診療を行うものとされている。オンライン診療は、獣医師は診療施設等から情報通信機器により、愛玩動物が飼育されている場所をリアルタイムで見聞きできるが、物理的な接触や直接的な診察を伴わないため、往診ではないことは当然である。なお、獣医療法に基づく広告制限について、①問合せ先、②主なリスク、副作用、③診療の内容、④費用の全てを併記すれば、診療行為についての広告が可能となっている。オンライン診療を提供する診療施設も当然に自らが提供する診療内容について、飼育者等が、獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択できるよう、獣医療広告ガイドライン (<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/attach/pdf/law-16.pdf>) についても改めて確認いただきたい。

愛玩動物看護師が飼育者と飼育動物に対面している場合に、獣医師が行うオンライン診療では、飼育者の同意の下、獣医師の指示による診療の補助行為の内容についてあらかじめ診療計画等に定め、愛玩動物看護師はこれに基づき予測された範囲内において診療の補助行為や追加的な検査を行うことが可能である。この場合、原則として愛玩動物看護師は獣医師と同一の診療施設に所属し、当該獣医師から直接訪問看護の指示を受けていることが望ましい。

ネットワーク環境の確保等について、オンライン診療ではリアルタイムで映像と音声を用いるものでありネットワーク環境が不安定であればオンライン診療は行うべきではないし、オンライン診療はテキストチャットや写真、録画した動画で行うものではない。また、ネットのリテラシーは飼育者によってもさまざまであり、可能であればオンライン診療を実施する前に、対面で実際に試してみ、操作方法やどのように見えるのか等を確認しておくことと円滑に実施できると考える。通信環境に関しては、情報セキュリティ対策、オンライン診療のシステムに係る飼育者との合意、OSやソフトウェアのアップデート等、本人確認、プライバシーや個人情報に関する事項等も確認しておく。オンライン診療を希望する飼育者には、その必要性について獣医師が判断することが大切であるし、オンライン診療に限ったことではないが、処方のみを要求するような事例は実施しない判断も必要である。

#### 4 お わ り に

オンライン診療は、愛玩動物の状態に関する情報が限られ、診療行為に限界がある中で、可能な限り見落としや誤診を防ぐ必要がある。

一方で、オンライン診療は愛玩動物の日常の情報を得られることで、診療の質の向上に結び付けることができる。また、自宅にいながら診療を受けられることは獣医療へのアクセスのハードルを下げることにもなる。通院負担の軽減により、獣医療への継続的なアクセスを確保することが容易になることも考えられる。

オンライン診療は、獣医師にとっては利便性を高めるよりは、むしろ対面診療よりも時間と準備が必要となる場合も少なくなく、無理にオンライン診療をしなければならぬというものではない。しかしながら、飼育者からのニーズに対応することも求められる。対面診療とオンライン診療の適切な組み合わせにより飼育者・愛玩動物にとってより良い治療方法、診療方法の選択の幅が広がる一助となることを期待している。

指針は、作って終わりというものではなく、これから周知に努めると共に、実態について調査等も行うことを検討している。より良い獣医療提供のため、引き続き先生方にご指導いただきたい。

最後に、指針の策定に当たり、貴重なご意見・ご協力をいただいた小動物臨床委員会の先生方、オンライン診療に関わる先生方、その他関係者の皆様に深く御礼申し上げます。

6日獣発第289号  
令和6年12月27日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会 長 藏 内 勇 夫  
(公印及び契印の押印は省略)

#### 愛玩動物におけるオンライン診療の 適切な実施に関する指針の策定について

このことについて、令和6年12月27日付け6消安第5557号をもって、農林水産省消費・安全局長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、令和6年6月21日に閣議決定された規制改革実施計画において、オンライン診療がより積極的に活用されるための指針を農林水産省が策定することとされたことに伴い、愛玩動物におけるオンライン診療がより積極的に活用されるための基本的な考え方を「愛玩動物におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」として取りまとめたものです。

内容については、本会小動物臨床委員会における検討及びそれに基づく本会から農林水産省への要請に配慮したものとなっておりますが、適切な運用が

なされなければ、飼育者の信頼を損ね、獣医療提供体制の混乱を招くことになりかねません。

つきましては、飼育動物の安全と飼育者の安心が確保され、本指針が適切に運用されますよう、貴会関係者への周知方、よろしく願います。

6消安第5557号  
令和6年12月27日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

#### 愛玩動物におけるオンライン診療の 適切な実施に関する指針の策定について

平素より獣医事行政の推進に御理解と御協力いただき感謝申し上げます。

このことについて、別添写しのとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員への周知方願います。



6 消安第 5557 号  
令和 6 年 12 月 27 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

### 愛玩動物におけるオンライン診療の 適切な実施に関する指針の策定について

令和 6 年 6 月 21 日に閣議決定された規制改革実施計画において、オンライン診療がより積極的に活用されるための指針を農林水産省が策定することとされました。

これに伴い、今般、飼育者、獣医師等に調査を行い、その結果を踏まえ、愛玩動物におけるオンライン診療がより積極的に活用されるための基本的な考え方を別添のとおり「愛玩動物におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」として取りまとめたので、貴管下の診療施設の開設者及び管理者、関係団体等に周知頂きますよう、御配慮をお願いします。

#### 【別 添】

6 消安第 5557 号  
令和 6 年 12 月 27 日

### 愛玩動物におけるオンライン診療の 適切な実施に関する指針

#### 1 目的及び位置付け

近年、デジタル技術を活用した社会生活の変革や新たなサービスが創出される中で、人医療においても情報通信機器を用いたオンライン診療の普及が進んでいる。愛玩動物の獣医療においては、飼育者の利便性向上や適切な獣医療への迅速なアクセス向上の観点から、オンライン診療のニーズはますます高まることが想定される。産業動物においては、「家畜における遠隔診療の積極的な活用について（令和 3 年 12 月 15 日付け 3 消安第 4800 号）」を制定し遠隔診療の適時・適切な活用を推進しているところであり、愛玩動物においても適切なオンライン診療の実施を促進することが求められている。

このような観点から、本指針は、愛玩動物におけるオンライン診療に関して、不適切な実施によりその推進を阻害することのないように、オンライン診療の適切な実施に関する基本的な考え方を示し、愛玩動物の飼育者、獣医師等の関係者が安心して利用できる適切なオンライン診療の普及を推進するために策定するものである。

## 2 基本的な考え方

- (1) 愛玩動物におけるオンライン診療は、情報通信機器を通して、愛玩動物の診察及び診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為を映像と音声を用いてリアルタイムで行うものである。このため、獣医師は、ネットワーク環境を確保し良好な通信環境の下で、診療を行うことが求められる。
- (2) オンライン診療においては、獣医師が飼育者から十分な情報を得ること、また、獣医師と飼育者との間で診療方針に合意することが必要である。このため、「かかりつけの獣医師」にて行われることが基本であり、対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められる。
- (3) オンライン診療により獣医師が行う診療行為の責任については、当該獣医師が全ての責任を負う。このため、獣医師はオンライン診療で傷病に対する一定の判断を下し得る程度の十分な情報を得られているか、その情報で適切な診断ができるか等について、慎重に判断し、オンライン診療による診療が適切でない場合には、速やかにオンライン診療を中断して、対面による診療に切り替えることが求められる。また、獣医師は飼育者の飼育動物の獣医療情報が漏洩することや改ざんされることのないよう、情報通信並びに飼育者及び飼育動物の獣医療情報の保管について、十分な情報セキュリティ対策を講じることが求められる。
- (4) オンライン診療においては、対面診療と比べて、獣医療へのアクセスが向上するという側面がある一方で、得られる情報に限界があるという側面もあることを考慮し、獣医師は安全性や有効性についての評価を定期的に行うことが求められる。
- (5) オンライン診療を行う獣医師は、飼育者が受けるメリット及び生じるおそれのある不利益等のデメリットについて、事前に説明するなどの「インフォームド・コンセント」を徹底する必要がある。
- (6) 適切なオンライン診療の普及のためには、その獣医療上の安全性・有効性・必要性が担保される必要があり、獣医師は安全性や有効性についてのエビデンスに基づいた獣医療を行うことが求められる。
- (7) オンライン診療は、飼育者がその実施を求める場合に実施されるべきものであり、獣医師側の都合のみで行ってはならない。

## 3 具体的適用

獣医師は、オンライン診療であっても、対面診療と同様に獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）、獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）その他の関係法令

に規定される獣医師の任務や職責を果たさなければならぬ。くわえて、オンライン診療の安全性を担保し、有効な問診、診断等が行われるよう、以下について遵守すること。

- (1) 初診からのオンライン診療は、原則として「かかりつけの獣医師」が行うこと。
- (2) 「かかりつけの獣医師」が休日夜間等に対応できないとして飼育者から依頼があった場合等には、診療前相談をする等して、必要な獣医療情報を把握し、かつ、愛玩動物の状態に応じてオンライン診療の実施について獣医師が可能と判断した場合は、この限りではない。この場合、獣医師は診療前相談で得た情報を診療簿に記載する必要がある。また、オンライン診療の実施後は、診療記録を正確かつ詳細に共有し、迅速かつ適確に対面診療につなげられる体制を整えておく必要がある。
- (3) 獣医師は、飼育者と相互に信頼関係を構築した上で、双方の合意に基づいてオンライン診療を実施する必要がある。
- (4) 飼育動物の診療中における急病急変への対応は、直接の対面診療が基本であり、獣医師は、急病急変時に適切に対応するため、飼育者が速やかにアクセスできる診療施設において直接の対面診療を行える体制を整えておく必要がある。
- (5) 獣医師は、医薬品の処方の際に、飼育者に対して医薬品の管理、投与方法、副作用、獣医師の指示の遵守等について事前に十分な指導を行う等医薬品の適正使用に努めなければならない。また、特に安全管理が必要な医薬品を処方してはならないこと。
- (6) 獣医師は、初診においては、獣医師の特別の指導を必要とする医薬品、安全性・有効性についてのエビデンスが評価されていない医薬品等を処方してはならないこと。また、処方に際して、処方日数制限を1回7日分を限度とし、それで症状が改善しない場合は飼育者に対して対面での診療を促すこと。
- (7) 獣医師は、獣医療法第3条の規定に基づき開設の届出がなされた飼育動物診療施設に所属し、その所属及び当該診療施設の間合せ先を明らかにしておく必要がある。
- (8) 獣医師は、ネットワークが不安定でオンライン動画が途切れる等、適切な診療が困難な場合はオンライン診療を行わないこと。また、オンライン診療を文字、写真あるいは、録画動画のみのやりとりで行わないこと。

## 愛玩動物におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針 Q&A

令和6年12月作成

### 【基本的な考え方】

- Q1** 「オンライン診療においては、「かかりつけの獣医師」にて行われることが基本」とありますが、「かかりつけの獣医師」とはどう定義されますか
- A1** 指針における「かかりつけの獣医師」は、当該愛玩動物及びその飼育者が日頃より対面で受診している等直接的な関係があり、当該愛玩動物の既往歴や予防情報、健康診断結果等を把握している獣医師としています。
- Q2** 「対面診療と適切に組合わせて行うことが基本となる。」とありますが、オンライン診療のみで診療が完結してもよいですか。
- A2** オンライン診療のみで必要な情報が得られ、結果として、対面診療を行うことなく診療が完結することはあり得ます。しかしながら、触診等を行うことができない等の理由により、オンライン診療では、診療に必要な情報が十分得られない場合もあることから、オンライン診療は対面診療と適切に組合わせて行うことが基本です。
- Q3** オンライン診療を中断して、対面による診療に切り替える場合、オンライン診療を行った診療施設とは別の診療施設で対応してもよいですか。
- A3** オンライン診療を中断して、対面による診療に切り替える場合、オンライン診療を行った診療施設とは別の対面の診療施設で対応することは可能です。その場合は、診療記録を正確かつ詳細に共有し、当該愛玩動物の診療が迅速かつ適確に行えるようにする必要があります。

### 【具体的適用】

- Q4** 「初診からのオンライン診療は、原則として「かかりつけの獣医師」が行うこと。」とありますが、「初診」とはどう定義されますか。
- A4** 診療施設において、初めて診察を行うことをいいますが、継続的に診療している場合においても、新たな症状等（ただし、既に診断されている疾患から予測された症状等を除く。）

に対する診察を行う場合や、疾患が治癒した後又は治療が長期間中断した後に再度同一疾患について診察する場合も、「初診」に含まれます。

**Q 5 「かかりつけの獣医師」であっても診療前相談を行うことは可能ですか。**

A 5 「かかりつけの獣医師」であれば、診療前相談を経ずにオンライン診療を行うことが可能ですが、必要に応じて診療前相談を行うことは妨げられません。

**Q 6 飼育者から求めがあれば、「かかりつけの獣医師」でなくてもオンライン診療を行えますか。**

A 6 「かかりつけの獣医師」以外の獣医師が診療前相談等を行った上で初診からのオンライン診療を行うのは、休日夜間等で「かかりつけの獣医師」がオンライン診療に対応できない場合や「かかりつけの獣医師」がオンライン診療を行っていない場合が想定されます。その場合、診療前相談をするなどして、当該愛玩動物の既往歴や予防情報、健康診断結果等の必要な獣医療情報を把握することが必要です。また、オンライン診療の実施後は、診療記録を正確かつ詳細に共有し、迅速かつ適切に対面診療につなげられる体制を整えておく必要があります。なお、診療中の急病急変への対応は、直接の対面診療が基本です。

**Q 7 診療簿には何を記載すればよいですか。**

A 7 診療簿は、診療を確実なものとするため以前の病状を明らかにしておく上で必要となるものとして、獣医師法施行規則（昭和 24 年農林省令第 93 号）第 11 条において記載事項が次のとおり規定されています。

①診療の年月日、②診療した動物の種類、性、年齢（不明のときは推定年齢）、名号、頭羽数及び特徴、③診療した動物の所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所、④病名及び主要症状、⑤りん告、⑥治療方法（処方及び処置）

**Q 8 オンライン診療を実施する際の飼育者との合意は口頭でも可能ですか。**

A 8 オンライン診療を実施する旨の合意、その際の説明及び実施可否についての獣医師の判断は、通常診療録に記載するような内容であると考えられます。診療録等に記載した上で、

情報を正確に伝えるために、診療の結果と共に文書、メール等で飼育者に伝えることが望ましいです。

**Q 9 オンライン診療で処方してはならないとされている、特に安全管理が必要な医薬品とは具体的にどのような医薬品ですか。**

A 9 人又は動物に使用された場合に、その機能に危害を与えるおそれがある劇薬又は毒薬、生物学的製剤並びに麻薬及び向精神薬が考えられます。

**Q 10 初診において処方を行わないこととされている、獣医師の特別の指導を必要とする医薬品、安全性・有効性についてのエビデンスが評価されていない医薬品等とは、具体的にどのような医薬品ですか。**

A 10 要指示医薬品、承認された動物用医薬品等以外の医薬品のほか、動物用医薬品であっても効能外のものと考えられます。

要指示医薬品は、その使用に当たって獣医師の専門的な知識と技術を必要とするもの、副作用の強いもの、あるいは、病原菌に対して耐性を生じ易いもの等であり、このような慎重な使用が求められている医薬品は、当該医薬品の使用が不可欠な症状（予防のために用いられる医薬品にあっては、その使用が可能な状態。）がみられる場合に限られるとともに、その使用期間中に獣医師の特別の指導が必要とされています。要指示医薬品の多くは、対象動物の使用制限等の観点で、体重、基本的な健康状態、専門的な検査の結果等から処方の可否を判断するため、対面による診療を経て処方される必要があります。

承認された動物用医薬品等以外の医薬品、また、承認された動物用医薬品等であっても効能外の処方、安全性や有効性についてのエビデンスが確立されておらず、効能効果と副作用のリスクの的確な判断を要し、対面による診療を経て処方される必要があります。なお、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023-2027）の策定に基づく薬剤耐性対策の推進について（5 消安第 827 号令和 5 年 5 月 31 日付け農林水産省消費・安全局長通知）」において、薬剤耐性菌に係るヒトと愛玩動物との間における相互の伝播リスクを低減する上で、全ての関係者が連携して抗菌剤の責任ある慎重使用に取り組んでいく必要



があることに留意することとされています。

**Q11** オンライン診療しか行わない診療施設は、開設届を提出する必要がありますか。

A11 オンライン診療であっても、獣医師が飼育動物の診療の業務を行う施設は、診療施設として開設届出が必要です。

**Q12** オンライン診療は往診ではないのでしょうか。

A12 獣医療法において、獣医師が飼育動物の診療の業務を行う施設を「診療施設」と規定しています。また、往診とは飼育者の求めに応じて愛玩動物が飼育されている場所に獣医師が直接赴き診療を行うものです。オンライン診療は、獣医師と愛玩動物と共にいる飼育者が情報通信機器を介してやり取りする形式で、物理的な接触や直接的な診察を行わないため、往診ではありません。

**Q13** 獣医師が自宅でオンライン診療を行うことは可能ですか。

A13 診療施設に所属する獣医師が、診療施設以外の場所（自宅等）で診療することは可能です。その場合も、診断や診療に際して診療施設にいる場合と同等程度の情報を得よう努めること、獣医師及び飼育者双方のプライバシーに配慮すると共に、オンライン診療を行う獣医師が所属する診療施設の名称、場所、問合せ先等を伝え、飼育者の同意を得ることが必要です。また、オンライン診療の過程で、対面の診療に切り替える場合は、オンライン診療を行った診療施設は、必要に応じて飼育者の同意を得たうえで、対面の診療施設に診療記録を正確かつ詳細に共有し、当該飼育動物の診療が迅速かつ適確に行えるようにする必要があります。

**Q14** オンライン診療を行う獣医師は、診療施設と直接的な雇用関係がなくてもよいですか。

A14 雇用関係に関わらず、開設届において診療獣医師として届け出られていることが必要です。

**Q15** オンライン診療をチャットなどで行うことは可能ですか。

A15 本指針において対面診療の代替として認められているオンライン診療は、情報通信機器を通して映像と音声を用いてリアルタイムで行うものであり、チャット、写真、録画動画などのみによる診療は認められません。

**Q16** 国内に所在する日本の診療施設の獣医師が、国外に所在する飼育者及びその飼育動物にオンライン診療を実施する場合にも適用されますか。

A16 国外に所在する愛玩動物に対するオンライン診療についても、診療行為は国内で実施されており、獣医師法（昭和24年法律第186号）、獣医療法（平成4年法律第46号）や本指針が適用されます。なお、オンライン診療等の実施に当たっては、飼育者及びその愛玩動物が所在する国における法令等も併せて遵守する必要があると考えられます。

**Q17** 愛玩動物看護師が飼育者と飼育動物に対面している場合、オンラインで獣医師の指示の下、診療の補助を行うことはできますか。

A17 獣医師は、その指示による診療の補助行為の内容について予め診療計画に定め、愛玩動物看護師は当該診療計画に基づき、予測された範囲内において診療の補助行為を行うこと、また、予測されていない新たな症状等が生じた場合において、獣医師が愛玩動物看護師に対し、診療の補助となり得る追加的な検査を指示することは可能です。ただし、その検査結果等を踏まえ、新たな疾患の診断や当該疾患の治療等を行う場合は、「初診」となります（Q4参照）。また、愛玩動物看護師は獣医師と同一の診療施設に所属し、当該獣医師から訪問看護の指示を受けていることが望ましいです。

# 愛玩動物におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針の概要

## 指針の目的及び位置付け

- 獣医療への迅速なアクセス向上の観点から、愛玩動物診療におけるオンライン診療のニーズの高まりが想定。
- 飼育者の利便性向上等の観点から、オンライン診療の積極的かつ適切な活用を推進するための指針を策定。
- 指針は基本的な考え方（Ⅰ）と具体的適用（Ⅱ）から構成。

## Ⅰ 基本的な考え方

- ・映像と音声を用いて診療行為をリアルタイムで行う
- ・ネットワーク環境を確保し、良好な通信環境を整備する必要

- ・飼育者から十分な情報を得ること、飼育者が診療方針に合意することが必要
- ・かかりつけの獣医師が対面診療を適切に組合わせて行うことが基本

- ・診療行為は獣医師が責任を負う
- ・獣医師はオンライン診療が実施可能か慎重に判断
- ・オンライン診療が適切でない場合速やかに対面診療に切り替える



- ・オンライン診療は、飼育者が求める場合に実施されるべきもの
- ・獣医師側の都合のみで行ってはならない

- ・適切なオンライン診療普及のため、安全性・有効性・必要性が担保される必要がある
- ・獣医師は、安全性や有効性についてエビデンスに基づいた診療を行う

- ・獣医師は、オンライン診療のメリットや生じるおそれのあるデメリット等について「インフォームド・コンセント」を徹底する必要がある

- ・オンライン診療では得られる情報に限界があるということを考慮し、獣医師は安全性や有効性について定期的な評価を行う

## Ⅱ 具体的適用

- 初診からのオンライン診療は、一部の場合を除き、原則として「かかりつけの獣医師」が行うこと。
- オンライン診療であっても、対面診療と同様に獣医師法、獣医療法その他の関係法令に規定される獣医師の任務や職責を果たす必要。

### 1 初診は原則「かかりつけ」

原則 かかりつけの獣医師

日頃より対面で受診しているなど直接的な信頼関係があり既往歴や予防情報、健康診断結果等を把握している獣医師

### 2 1の「例外」

例外 以下を満たす必要

- ① かかりつけの獣医師が対応できず飼育者から依頼があった場合
- ② 診療前相談をするなどして、オンライン診療が実施可能か判断
- ③ 診療前相談で得た情報は診療簿に記録 等

### 3 双方の合意に基づいた診療



### 4 対面診療を行う体制の整備



急病急変時に対応するため、速やかにアクセスできる診療施設において対面診療を行える体制を整備

### 5 医薬品の適正使用

医薬品の管理、投与方法、副作用等に関する指導の実施

特に安全管理が必要な医薬品 処方✕



### 6 初診における医薬品の適正使用

獣医師の特別な指導が必要な医薬品 処方✕

安全性や有効性が評価されていない医薬品 処方✕

初診における処方日数は7日上限

### 7 診療施設への所属問合せ先の明記



### 8 ネットワーク環境の確保・リアルタイムな診療



詳細は農林水産省HPへ

